

# 実地研修の実施に当たっての留意事項等について

## 【目次】

- A 実地研修の手順
- B 実地研修の評価方法
- C 実地研修の事故報告
- D 実地研修における文書・様式の参考例
- E Q & A集

長崎県 福祉保健部  
長寿社会課 施設整備班

TEL 095-895-2435

FAX 095-895-2576

## A 実地研修の実施手順

### 実地研修対象者（利用者）から、実地研修についての同意を書面にて得る。

- ・受講者から（又は指導看護師と連携して）、対象者本人又はその家族に対して実地研修の趣旨と内容を説明したうえで、「喀痰吸引等実地研修の実施に係る同意書」を記入してもらいます。  
（参考例）「（参考様式2）喀痰吸引等業務（特定行為業務）の提供に係る同意書」

### 対象者の主治医（施設の配置医等）に依頼し、医師の指示書の交付を受ける。

- ・受講者から（又は指導看護師と連携して）、医師等に依頼を行い、「喀痰吸引等実地研修の実施に係る指示書」の交付を受けます。
- ・指示書の交付に際しては、文書料等の諸費が発生する場合がありますが、これは受講者（各施設等）の負担となります。  
（参考例）「（別紙様式34）介護職員等喀痰吸引等指示書」

### の指示書を基に、実地研修の計画書を作成する。

- ・にて交付を受けた指示書を確認し、指導看護師が中心となって、喀痰吸引等行為の対象者ごとに「喀痰吸引等実地研修の実施に係る計画書」を作成します。  
（参考例）「（参考様式1）喀痰吸引等業務（特定行為業務）計画書」

### 県に「（別紙様式1）喀痰吸引等研修（第一号・二号研修）に係る実地研修実施承諾書」を提出する。

- ・受講者一人ずつ「（別紙様式1）喀痰吸引等研修（第一号・二号研修）に係る実施研修実施承諾書」にて、「実地研修実施施設」・「実地研修を行う行為」・「指導看護師の氏名」を記載のうえ、県に提出します。

### 医師の指示書及び実地研修計画書に基づき、実地研修を実施する。

- ・受講者は、指導看護師と日程調整の上、安全管理に十分配慮しつつ、また指導看護師の指示のもと対象者に対して実地研修を実施します。
- ・指導看護師は、対象者の体調に異変を感じた場合などは、無理に研修を続行せず、医師に報告する等の対応を行ってください。
- ・指導看護師は、受講者の実施状況を観察しつつ、評価票を記入するとともに、注意点等を受講者に適宜指導を行ってください。（評価の仕方については、「B 実地研修の評価方法」を参照）

### 指示書を交付した医師に対して報告書を提出する。

- ・にて交付を受けた「指示」に対応する「報告」として、指示書の交付を受けた者は、その指示書を交付した医療機関等に対して「喀痰吸引等実地研修の実施に係る報告書」を提出します。  
（参考例）「（参考様式3）喀痰吸引等業務（特定行為）実施状況報告書」

### 県に「指導看護師が作成した評価票」「（別紙様式2）喀痰吸引等研修（第一号・二号研修）に係る実地研修実施報告書」を提出し、実地研修修了の認定を得る。

- ・指導看護師は、自ら作成した「評価票」と実地研修の実施結果等を記載した「（別紙様式2）喀痰吸引等研修（第一号・二号研修）に係る実地研修実施報告書」を県に提出します。
- ・修了が認められる際には、後日、県より修了証明書（受講者の勤務先宛）を送付いたします。

#### 【補足】

- ・実地研修時の事故（利用者への傷害・機械の破損）等に備え、各施設（事業所）において損害賠償保険に加入してください。 なお、保険料等は各施設等の負担願います。

## B 実地研修の評価方法

### 指導者評価票について

- ・指導者講習、指導者講習伝達講習及び喀痰吸引等研修（講義）時に配布した「介護職員によるたんの吸引等の研修テキスト（「黄色」又は「濃い緑色（26年度）」のファイル綴じ）」内の指導者評価票（後ろの方にあります）を用いて評価を行ってください。
- ・テキスト内の評価票は、必要部数をコピーして使用してください。
- ・評価票は類似した複数ものがあります。最上段に、以下の3つの記載がある評価票を用いてください。

		×
1	「実地研修」	「基本研修・演習」
2	「行う行為（例：口腔内吸引）」	「（人工呼吸器装着者）と記載がある」
3	「指導者評価票」	「自己評価票」

- ・たんの吸引及び経管栄養の指導者評価票の表紙に、それぞれ指導看護師及び受講者の氏名を記入してください。（評価票の余白でも構いません。その場合は、ホッチキスで綴じる等の対応をお願いします。）
- ・評価票については、指導看護師が責任をもって管理をしてください。

### 評価について

- ・指導評価票の全ての項目について「ア.1人で実施し、手順通りに実施できている」と判定された場合、その回の評価結果は「 」となります。
- ・なお、以下の「実施回数」・「評価判定」の2つを満たす場合に修了と認定されます。

実施回数（評価結果が×でも1回に含めてよい）

行為	実施回数
口腔内のたんの吸引	10回以上
鼻腔内・気管カニューレ内部のたんの吸引 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養・経鼻経管栄養	20回以上

評価判定（1・2のどちらも満たす必要がある）

1	当該ケア（例：口腔内のたんの吸引）において、最終的な <u>累積成功率が70%以上</u> であること。
2	当該ケアにおいて、最終3回のケアの実施において <u>不成功が1回もない</u> こと。

例：口腔内のたんの吸引（10回以上）の場合の合否

回数															累積成功率	最終3回	修了認定	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14				...
Aさん	×	×	×													70%	全て成功	合格
Bさん										×						90%	不成功あり	不合格
Cさん				×	×	×	×									60%	全て成功	不合格
Dさん				×	×	×	×									71%	全て成功	合格

## C 実地研修の事故報告

実地研修において、事故が発生した場合には、速やかに指導を行っている看護師、及び医師等に報告し、適切な措置を講じてください。あわせて、「事故の内容・経過等」について書面により、県に報告を行ってください。（様式任意・FAX可）

## D 実地研修における文書・様式の参考例

実地研修の実施にあたって必要となる文書・様式等については、長崎県長寿社会課ホームページにて掲載を行っております。ご参照ください。

アドレス

<http://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/koreisha/tannokyuuin/jicchikennsyuu/>

## E Q & A集

実地研修に際して「よくあるQ & A集」を作成しましたので、ご活用ください。なお、以下に記載がない質問や個別に相談したい等がありましたら、県担当者までお問い合わせください。

### 【語句説明】

- ・「承諾書」＝「（別紙様式1）喀痰吸引等研修（第一号・二号研修）に係る実施研修実施承諾書」
- ・「報告書」＝「（別紙様式2）喀痰吸引等研修（第一号・二号研修）に係る実地研修実施報告書」

Q 1 「利用者の同意書・医師からの指示書」等は、県のHPに掲載のある参考例を利用しないといけないのか。

A 1 必ずしも利用しないといけないものではない。

あくまで参考例であり、既に施設（事業書）等で作成した様式で、参考例の内容を網羅できるものであればそちらを利用して差支えない。

Q 2 事前に県へ提出するものは「承諾書」のみでいいのか。

A 2 その通り。ちなみに、終了後に提出するものは、「報告書」と「指導評価票」である。

Q 3 県へ提出しない「同意書・指示書」等はどうするのか。

A 3 施設（事業所）内で適切な管理をお願いします。（「提出不要 作成不要」ですのでご留意願います。）

Q 4 県へ「承諾書」を提出した後に、受理書等が発行されるのか。

A 4 受理書等の発行はしない。提出次第随時、研修を開始して差支えない。

ただし、「承諾書」に不備がある場合等は、県担当より連絡をし、補正を命じる場合もある。

Q 5 実地研修施設は医療機関では実施できないのか。

A 5 その通り。（喀痰吸引等研修実施要綱等による）

Q 6 本研修修了者は、人工呼吸器装着者に対するたんの吸引を行うこともできるのか。

A 6 できない。本県において実施している研修では対応できない。

Q 7 研修の修了は喀痰吸引の3行為・経管栄養の2行為の全てを修了しないといけないのか。

A 7 現時点で実施可能なケアの行為（種類）の実地研修を実施し、修了したものから報告して差し支えない。修了した行為ごとに修了証明書を発行する。（まとめて報告することも可能。）

Q 8 H 2 4年度に基本研修を修了した者であるが、今から実地研修を行ってもいいのか。

A 8 可能である。（現段階で、実地研修の修了について制限期間はない。）

なお、現時点で実施できない行為についても、同行為のケアが必要な利用者が入居（利用）開始した際に、同意を得て実地研修を実施する等の措置をとること。

Q 9 胃ろうによる経管栄養の実地研修の際、栄養剤の「液体・半固形」どちらを使用してもいいのか。

A 9 どちらを使用しても差し支えない。合計で20回以上実施し、条件を満たせば修了となる。  
ただし、県による研修(シミュレータを用いた演習)では、半固形の栄養剤による演習は実施していない。  
実地研修で、半固形を使用して実施する場合は、長崎県長寿社会課HPに掲載中である「手順書」・「指導者評価票」を確認の上、指導看護師の指導・評価を受けること。(主治医や指導看護師等の医療職と相談・連携の上実施すること。)  
なお、県へ「胃ろう又は腸ろうによる経管栄養」の登録を行う際、栄養剤の違い(液体/半固形)による区別は行わない。つまり、液体の栄養剤を使用して実地研修を修了し登録を行っても、その後半固形の栄養剤を使用してケアを行うことは可能である。  
現在、登録を受けている者で、半固形栄養剤を使用してケアを行う際には、上記の「手順書」等を確認し、職場内の研修(OJT)等を行った上で実施をするよう努めること。(県への報告は不要)

Q 10 実地研修の修了証明書が到着した。これで、実際にケアができることになるのか。

A 10 できない。県へ、個人(研修受講者)の登録・施設(事業所)の登録を行う必要がある。  
必要な様式については、長崎県長寿社会課HPに掲載している。

Q 11 介護職員実務者研修にて、たんの吸引に関する講義を受けた。実地研修はどのようにすればいいか。

A 11 法で認められる養成施設・学校等で医療的ケアの科目を履修した者は、基本研修が免除となる。  
残りの実地研修にあたっては、上記に示している実施手順通りに実施して差し支えない。  
ただし、県に承諾書を提出する際に、当該医療的ケアを修了したことを証明するもの(例:修了した課程がわかる「修了証明書」等)を添付すること。